

# 委員会審査概要

## 総務水道常任委員会

◆吉川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例  
本条例によりどのようなことが可能になるのか。また、適用除外になるものは。

具体的には、情報公開請求や印鑑登録廃止等のオンライン化を想定している。下水道手続きで検査済書の交付等が必要なのはオンラインのみで完結しないものもあり、さらに相手の表情の確認を要する相談業務等、これまで通りの対応を継続する業務もある。情報漏洩の問題など、外部ソフトに問題があった際に対応できるのか。

外部ソフトへの対応は、問題があった場合に速やかに利用停止することはできる。情報技術は恩恵を受けられない人も出てくる。デジタルデバイス(情報格差)対策につ

いて本条例に定めはないのか。条例の中にはないが、市としても今後取り組まなくてはならないと考える。マイナンバーカードの普及率は。

令和3年3月末時点で28%。  
賛成全員で可決

◆吉川市税条例及び吉川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を利用する場合確定申告は必要か。必要。医療費控除と比較して申告者本人が有利な方を選択することになる。  
賛成全員で可決

◆吉川市一般会計補正予算

子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金算定は適正か。国庫補助率10分の10の費用負担で、事務費には人件費等も入り、適正な算定である。

児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金について、国が示す補助金基準は1カ所9723千円だが、予算案では3280千円。算定根拠は。昨年からの継続事業で、長期休暇や外出自粛期間等に見守り訪問を実施している。必要経費を根拠にしている。  
賛成全員で可決



## 文教福祉常任委員会

◆一般会計補正予算

これまでも子どもの見守り強化事業を実施してきている

が、その効果と実績、そして今後の流れはどうなるのか。

令和2年度から実施している事業である。必要となる家庭を訪問し、食材や日用品を渡しながら声掛け等安全確認をしており、安定した見守り活動が出来るものと認識している。また、訪問している中で、対象家庭からは孤独感がなくなつた、話ができることが楽しみである等の意見をいただいている。これまでに9回49家庭に訪問を行ったところである。現在、10分の10国の補助を活用して実施しているところであるが、今後はこの補助の動向を見ながら考えていく。

家庭訪問を行う中で、虐待を発見して児童相談所等に連絡することはあったか。

委託先の事業者が訪問を進めていく中で、心配な部分が出てくれば児童相談所などに報告をし、情報連携を図って

いる。

見守り強化事業による虐待の予防効果はあるのか。

家庭訪問により保護者と雑談等をして話を進めていくことで、予防が図られているものと認識している。



いま進められているデジタルトランスフォーメーションや今回の著作権料について一番の問題は、全国的に膨大な額の税金が企業の利益につながることであると考えている。文化庁に対し令和2年度のように教育に関しては無料にするなど特例を求めていくべきではないか。